

泉佐野市農業委員会の農地利用最適化推進委員募集要項

1 募集人数 7人（下の表のとおり区域ごとに募集人数を定める。）

区域名	区域の詳細地番	募集人数
第1区	泉ヶ丘一丁目～五丁目、鶴原、鶴原一丁目～五丁目、下瓦屋、下瓦屋一丁目～六丁目、上瓦屋、中庄、湊一丁目～四丁目、佐野台、東佐野台、南泉ヶ丘一丁目～三丁目、貝田一丁目～四丁目	1人
第2区	新町一丁目～三丁目、春日町、旭町、本町、元町、野出町、西本町、笠松一丁目～二丁目、松原一丁目～三丁目、羽倉崎一丁目～四丁目、大宮町、栄町、若宮町、大西一丁目～二丁目、上町一丁目～三丁目、高松東一丁目～二丁目、高松西一丁目～二丁目、高松南一丁目～三丁目、高松北一丁目～二丁目、中町一丁目～四丁目、葵町一丁目～四丁目、東羽倉崎町、羽倉崎上町一丁目～三丁目、市場東一丁目～三丁目、市場西一丁目～三丁目、市場南一丁目～三丁目	1人
第3区	日根野、俵屋、松風台一丁目～三丁目	1人
第4区	上之郷	1人
第5区	長滝	1人
第6区	南中安松、新安松一丁目～三丁目、岡本一丁目～五丁目、南中樺井	1人
第7区	大木、土丸	1人

2 任用期間 農業委員会が委嘱した日（令和8年7月20日）から、
(令和11年7月19日)まで

3 身分 泉佐野市の特別職の非常勤職員

4 職務内容

農業委員会が定めた担当区域において、担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消等の地域における現場活動を通じて農地等の利用の最適化の推進のための活動を行います。また毎月1回開催される農業委員会総会（平日開催）の出席等行っていただきます。（詳細については、法律の定めのとおり。）

5 報酬 月額で条例に定める額（令和7年度14,500円）

6 推薦を受ける者及び応募する者の対象・資格

農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者。ただし、次のいずれかに該当する者は除く。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。）第2条第6号に規定する暴力団員であると認められる者
- (4) 泉佐野市暴力団排除条例（平成24年9月27日泉佐野市条例第28号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者であると認められる者

7 推薦及び応募に係る手続き等

推薦・応募申込書は提出先・問い合わせ先の窓口に備えるほか、泉佐野市のホームページからもダウンロードできます。

所定の様式に必要事項を記入の上、郵送または持参により提出してください。なお、提出された書類についてはお返しいたしません。

8 受付期間 令和8年2月2日（月）～令和8年2月27日（金）

提出の場合 平日の8時45分～17時15分
(土、日、祝日を除く)

郵送の場合 令和8年2月27日まで必着

9 選任方法

選任にあたっては、農業委員会総会で評価を行い、推進委員を選任します。結果については、応募者全員に通知します。

10 推薦及び応募する者の公表

受付期間の中間及び期間終了後に、泉佐野市のホームページで提出のあった推薦及び応募に係る書類をもとに以下の内容を公表します。

- (1) 推薦者（個人）については、氏名、職業、年齢及び性別
- (2) 推薦者（法人又は団体）については、名称、目的、代表者または管理人の氏名、構成員の数、構成員たる資格その他の当該推薦をする者の性格を明らかにする事項
- (3) 被推薦者または応募者の氏名、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の

状況

- (4) 推薦または応募の理由
- (5) 推薦者が被推薦者を泉佐野市農業委員会委員に推薦しているか否かの別、
又は応募者が泉佐野市農業委員会委員に応募しているか否かの別
- (6) 推薦をし、又は応募する区域

11 推薦及び応募に係る書類の提出先・お問合せ先

泉佐野市農業委員会事務局

〒598-8550

泉佐野市市場東一丁目1番1号 泉佐野市役所2階

TEL 072-463-1212 (内線2261, 2262)